

提出日：平成29年8月7日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線3543〕

<p>① 件 名</p>
<p>「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の施行に伴う助成対象企業者の改正について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 平成29年7月31日付で「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成29年法律第47号）が施行されたことに伴い、石巻市企業立地等促進条例（平成17年条例第237号）に規定する助成対象企業者を改める。</p> <p>【目的】 企業の誘致及び育成に必要な措置を講じることで、産業の振興と雇用の拡大を図るもの。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号） 石巻市企業立地等促進条例（平成17年4月1日条例第237号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興基本計画 第3章 施策の展開 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 第2節 企業誘致と新産業の創出 (1) 産業の活性化と新産業の育成</p>
<p>④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>平成29年6月2日 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の公布（平成29年7月31日施行）</p>
<p>⑤主な内容</p>
<p>石巻市企業立地等促進条例の一部改正（助成対象企業の改正）</p> <p>1 改正前</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき国の同意を受けた「産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画」に定める集積業種の用に供する施設を市内に新設しようとする者 <p>2 改正案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づき国の同意を受けた「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画」に定める「地域の特性及びその活用戦略」に記載した分野の用に供する施設を市内に新設しようとする者 <p>※増設、移設については、従来どおりとする。</p>

<p>⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>【影響・効果】 企業誘致及び新規立地を促進することによる、安定的な雇用の場が確保されるとともに、産業の活性化が見込まれる。</p> <p>【財源措置】 企業誘致及び新規立地の促進により、立地企業及び雇用従業員からの税収の増が見込まれる。</p>
<p>⑦他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>⑧今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成29年9月 市議会第3回定例会に企業立地等促進条例の一部改正案を提案 （平成29年10月1日施行、平成29年7月31日から適用予定）</p>
<p>⑨その他</p>